

令和2年3月23日

挨拶

全国社会保険労務士会連合会会長

大野 実

本日ここに、ILO本部からヴィック・ヴァン・ヴェーレン企業局長および山端浩企業局専門家、田口晶子ILO駐日代表、秋山伸一厚生労働省大臣官房国際課長をお迎えし、またILO労働者側理事の郷野晶子様からは、メッセージを頂戴し、全国社会保険労務士会連合会とILOと覚書が締結できましたことを大変嬉しく思っております。日本の社労士を代表して心より御礼申し上げます。

ILOは昨年、創設100周年、社労士制度は2018年に創設50周年という節目を迎えました。ともにこれから新たな時代を進もうとしているこの時期に今日このように覚書を締結できたことは、全国社会保険労務士会連合会にとって大変喜ばしいことでございます。

社労士制度について説明するに際し、社労士制度創設前後の日本の社会保障を取り巻く状況を簡単に振り返りますと、1947年に労働基準法等の成立・施行等、労働環境の土台がつくられ、1961年には国民皆保険・皆年金制度がスタートしました。

当時、日本の企業の99パーセント以上は、中小企業・小規模事業者であるため、労働社会保険諸法令の内容を企業や労働者が正確に理解し、浸透・定着するという点で課題が残りました。

同時に適用、徴収、給付の履行や透明性の確保といった観点で、行政機関への手続が法令上、主に使用者の義務として規定されことを受け、企業経営者の責任で行わせることについては、企業にとっては大きな負担となったことや、労使の良好な関係を構築するためには、労働社会保険関係法令に精通し、適切な労務管理の指導を行なえる専門家が必要となってまいりました。

このような社会的な背景や要請を受け、労働社会保険諸法令の国家資格制度として、1968年に社会保険労務士法が成立・施行され、今日では、日本国内で4万2千人を超える社労士が活躍し、実務を通じ、労働社会保険諸法令の実効性の向上と国民生活や労使関係の安定に資する活動を展開しております。

一方、世界の社会保障制度の状況をみますと、例えばインドネシアでは2014年1月より、アジア最大規模の国民皆保険制度がスタートしました。現状は、労働保険、年金及び健康保険については労働者の多くが、各制度の存在や必要性を十分に理解していないために、今でも加入率や保険料徴収が低調であることが課題として挙げられています。

これらの課題は、日本において社会保障制度の骨格が確立した時代の課題と共通する部分があり、インドネシアの課題解決に向けては、日本の社労士制度の知見を活かすことができると考え、連合会では、2014年ごろからILO、JICA、厚生労働省と連携し、インドネシア政府高官に対し、社労士制度を紹介したところ、その有用性に高い関心が寄せられたことから、導入支援が始まり、2017年にはインドネシア版社労士が本格的に導入されました。

2015年には国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられ、各国とも

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指している中で、まさに社労士制度、社労士が日ごろ行っている活動そのものが、持続可能な労働・社会保障制度の実効性を担保する具体的なツールであり、世界に必要とされる普遍的な役割を持っていると考えております。

本覚書の締結により、特に新興及び発展途上国において、社労士制度が導入され、日本と同様、社労士の活動を通じ、労働法及び社会保障法の法令遵守及び労働者等の福祉の向上が図られ、政労使の対話が促進され、より良い労使関係の構築を通じた持続可能な企業づくり、社会全体の発展に向けた双方の連携が一層強化されるものと考えます。

また、このことは、ILO が掲げるディーセント・ワーク実現に向けて、4つの戦略目標である「仕事の創出」、「社会的保護の拡充」、「社会対話の推進」及び「仕事における権利の保障」に大きく貢献するものと思料致しており、ベトナムやマレーシアなど、社労士制度の導入を検討している国々への支援をはじめ、今後も積極的に活動を展開してまいりたいと存じます。

結びに、ILO の今後の益々の御発展と、本日お集まりの皆様の御多幸とご健勝を祈念するとともに、本日の覚書締結式を挙げるにあたり ご協力いただきました関係者の皆様方に心より御礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。